

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月二十九日認可した。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

手子林第三土地改良区

二 事務所所在地

羽生市